戸籍等郵送請求書

安芸太田町長　様

年　　月　　日

1．どなたの何が必要ですか

本籍			
筆頭者の氏名		必要な人の氏名	
		生年月日	年　　月　　日

戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	450円	通	
戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	450円	通	
除籍謄本／抄本	750円	通	
平成改製原戸籍謄本／抄本	750円	通	
昭和改製原戸籍謄本／抄本	750円	通	
戸籍附票の写し（全部）	300円	通	
戸籍附票の写し（一部）	300円	通	
身分証明書	300円	通	

※どのような証明が必要か、具体的に記入してください。

・相続手続きのため

（氏名　　）の死亡にともなう手続きで、

□死亡の記載のあるもの・・・（　　通）

□出生から死亡するまでの連続した戸籍・・・（　　セット）

□（　　）から（　　）までの連続した戸籍・・・（　　セット）

□（氏名　　）と（氏名　　）の関係がわかるもの・・・（　　通）

・その他

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・附票を請求される場合は、どこの住所の記録が必要か記入してください。

市・町　　から　　市・町　　までの住所の履歴

・次の事項は省略されています。表示が必要な場合はチェックを付けてください。

□本籍・筆頭者

2．2週間以内に戸籍や住所変更の届出をされましたか

□ 無　　□ 有 →　　月　　日（　　）役所／役場に（　　）届を提出

3．請求する人はどなたですか

住　所	※返送先は、請求者の住民票の住所です		
氏　名		昼間の連絡先	－　　－
必要な人との続柄	□ 本人等（本人 / 配偶者 / 父母 / 祖父母 / 子 / 孫 / ひ孫）		
	□ その他（　　）※請求の理由（証明書の利用目的、提出先等）を具体的に記入してください。		
請求の理由	□ 権利義務関係　利用目的＿＿＿＿＿＿		
	□ 国等への提出　手続名称＿＿＿＿＿＿		
	□ その他　提出先＿＿＿＿＿＿		

※本人から委任されて請求する場合は、委任状が必要です。

※偽りその他不正の手段によって交付を受けた者は、過料に処せられます。

【送付するもの】

① 郵送請求書（この紙）

② 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード・免許証・保険証・年金手帳などのコピー）

③ 手数料（必ず郵便局の定額小為替をお送りください。※定額小為替には何も書かず、切り離さないでください。）

④ 返信用封筒（切手を貼った封筒に、請求者の住所・氏名記載しお送りください。）

※ 請求の戸籍等で、請求者と必要な人の続柄（親族関係）が確認できない場合は、続柄のわかる戸籍の写しが必要です。

＜送付先＞

◎ 〒731－3810　広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1　　安芸太田町役場　住民課　　(0826)28-2116

◎ 〒731－3501　広島県山県郡安芸太田町大字加計3505番地4　　加計支所　住民生活課　　(0826)22-1111

◎ 〒731－3702　広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀1693番地1　　筒賀支所　住民生活課　　(0826)32-2121